

今、花ひらく小さな城下町 三春

# 広報 みはる

2020  
6  
No.1087



新緑の三春ダム

# 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するために一時金を支給します。

## 1 はじめに・・・

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取り組みとして児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）が支給されます。（特例給付を受給されている世帯の方は除きます。）

## 2 申請手続きは必要なの？

- ・ **公務員以外の支給対象者の方につきましては、給付申請は不要です。** 支給対象の方には、「子育て世帯への臨時特別給付金の給付に関するお知らせ」を発送しております。
- ・ **公務員の支給対象者の方につきましては、給付申請が必要です。** 勤務先の児童手当支給担当部署等から申請書様式を受理した後に必要事項を記載し、受給状況証明欄に勤務先の証明を受けた上で申請してください。なお、申請受付期間については、各市町村で異なります。三春町にお住まいの方につきましては、ホームページ等で申請受付期間や方法についてお知らせいたしますのでご確認ください。

## 3 誰がもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給者している方です。

## 4 うちの子はもらえるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

## 5 いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

## 6 いつもらえるの？（支給時期及び支給方法）

公務員以外の給付対象の方につきましては、令和2年6月10日頃のお支払いを予定しております。令和2年4月分（3月分）の児童手当を受給している口座に振込みます。

公務員の方につきましては、給付申請をいただいた方には支給日を別途通知いたします。

## 7 その他

臨時特別給付金は基準日（令和2年3月31日）時点で居住していた市町村から支給されます。4月1日以降に三春町へ転入された方は、転出元の市町村へお問い合わせください。

問合せ先 子育て支援グループ ☎62-0055 FAX 62-3232



# 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策寄附金の募集について

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、町の財政措置と併せて、幅広い方々からの支援を募り、町民の生活や地域の経済活動、雇用等を守るための対策に必要な資金を確保するため「三春町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策基金」を設置しました。つきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策寄附金」を募集しておりますので、ご協力をお願いします。

## 1 基金を充てる事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的とした事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けている町民の生活の支援を目的とした事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けている地域の経済活動等の支援を目的とした事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

## 2 寄附金の申し込みと納付手続きについて

### (1) お申し込み方法

①寄附申出書に必要な事項を記入し、次の宛先へお送りください。

- ・ 郵送 〒 963-7796 三春町字大町 1-2 三春町総務課庶務グループ
- ・ F A X 0247-61-1110
- ・ 電子メール shomu@town.miharu.fukushima.jp

※寄附申出書は町ホームページからダウンロードできます。また、役場総務課で配布しています。

②ふるさと納税によるお申出（町外の方のみ）

詳細は三春町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.miharu.fukushima.jp/soshiki/2/01-furusatonozei-htm.html>

### (2) 納付方法

①納付書払い（郵便振替）

申出書を提出いただいた後、郵便振替票をお送りいたしますので、お近くの郵便局でお振込みください。振込手数料はかかりません。

②納付書払い（銀行等）

申出書を提出いただいた後、納付書をお送りいたしますので、町の指定金融機関（東邦銀行、JA 福島さくら農業協同組合、郡山信用金庫）にてお振込みください。なお、上記以外の金融機関では手数料が発生する場合があります。

③口座振込

申出書の提出をいただいた後、振込先口座番号をお知らせいたしますので、その口座にお振込みください。振込手数料は寄附者負担となります。

④現金書留

寄附のお申出をいただいた後、現金を郵送してください。郵送料は寄附者負担となります。

## ◎受領証明書について

### 3 税制上の措置

①個人の場合

2千円を超える寄附金は所得税等の寄附金控除を受けられます。

②法人の場合

国や地方公共団体に対する寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

お問合せ先 総務課庶務グループ ☎62-2111

# 水道料金等のお支払いを猶予します

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・個別排水処理施設使用料（浄化槽使用料）のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、支払いの猶予（先延ばし）をいたします。

## 1 対象となるかた

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・個別排水処理施設使用料（浄化槽使用料）のお支払いが困難になった方

## 2 支払い猶予の内容

お客さまから、書面による申請をいただくことにより、個々の状況に応じて水道料・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・個別排水処理施設使用料（浄化槽使用料）の申出から最長で4か月、支払いを猶予（先延ばし）します。

※この猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じます。

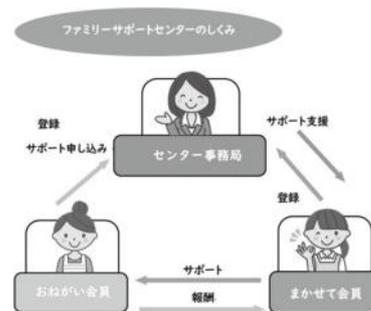
## 3 申請に必要なもの ・認印

申請先・問：企業局 ☎62-2500

# 『みはるまちファミリーサポートセンター』のお知らせ

令和2年4月より「ファミリーサポートセンター」は、三春町が実施主体となりました。名称を『みはるまちファミリーサポートセンター』と変更し、三春町社会福祉協議会が運営いたします。そのため、事務所所在地及び問い合わせ先が変わりますのでお知らせいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、「子育てを手伝ってほしい方」と「子育てを手伝いたい方」が会員となり、地域の中で助け合いながら、子育てを支えていく事業です。会員は随時募集していますので、お気軽にお問い合わせください。



## 事務所・問い合わせ先

〒963-7756 三春町字南町1番地

三春町社会福祉協議会内

みはるまちファミリーサポートセンター

(受付時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分まで)

# 令和3年度町職員募集

申込・問 総務課 庶務グループ  
☎62-2111 FAX61-1110

令和3年度町職員採用候補者試験（大学卒程度・資格免許職）を下表により行います。受験を希望される方（身体障害者手帳の交付を受けている方を含みます。）は、町役場備え付けの申込書により期日までお申し込みください。

申込書は、町のホームページ（<http://www.town.miharu.fukushima.jp/>）からもダウンロードできます。

※詳細は、ホームページ又は、役場総務課備え付けの受験案内をご覧ください。

試験区分	大学卒程度	資格免許職	
	行政	保育士	保健師
採用予定人員	若干名	若干名	若干名
受験資格	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)	昭和50年4月2日以降に生まれた者(それぞれの資格、免許を有する者又は令和3年3月までに取得見込みの者)	
受付期間	令和2年5月21日(木)～同年6月12日(金) 原則本人が役場総務課まで申込書を持参してください。やむを得ず郵送される場合は、6月10日(水)までの消印のあるものに限りです。		
第1次試験	試験日：令和2年7月12日(日) 試験会場：ウエディングプラザ丸美(田村市船引町字上田中34-1) 試験内容：教養試験、専門試験(ただし、大学卒程度「行政」は教養試験のみ)、性格特性検査、職場適応性検査 その他：福島県町村会の統一試験により実施します。		
第2次試験	試験日：令和2年10月上旬頃予定 試験内容：三春町役場 試験会場：小論文、面接など		

# 自宅でできる運動を紹介します！

今回紹介する運動は「スクワット」と「フロントランジ」の2種類です。  
これらの運動では、主に太ももの筋肉を使います。  
太ももの筋肉は大きく、基礎代謝の向上やバランス感覚の向上に繋がります。  
ウォーキングに必要な筋肉ですので、ウォーキングの代わりにもなります。



## スクワット

目標：20回×2セット（できる範囲で）



①両足を大股1歩分に開き、つま先を外側に向けます。  
テーブルや壁などに手を置いて行うと上半身をまっすぐにでき、また、膝や腰の負担も減ります。

上半身は胸を張り、背筋を伸ばしましょう



②背筋を伸ばした状態のまま、ゆっくりとイスに座るイメージで腰を沈め、少し体勢を維持する。  
4秒かけてゆっくり体勢を①に戻す。  
勢いをつけず、太ももを意識して行います。

太ももを地面と平行にするイメージ

## フロントランジ

目標：左右20回×2セット（できる範囲で）



①両足を肩幅に開き、つま先は平行にそろえて立ちます。  
両手は頭の後ろや腰に添えるなど、上半身をまっすぐにしやすい体勢をとります。

上半身は胸を張り、背筋を伸ばしましょう



②背筋を伸ばした状態のまま、片足を大股1歩前に踏み出します。  
前脚の膝を90度程まで沈み込ませ、前脚のかかとで地面を蹴るイメージで体勢を①に戻します。

膝はつま先より前に出ない  
また、内側に入れないよう注意

健康な体づくりのためには、運動、バランスの良い食事、休養が大切です。  
運動前には準備運動を行い、動きやすい服装で運動しましょう。  
体調が悪い時や筋肉痛の時は休むなど、無理せず自分のペースで行いましょう。  
運動後は体を冷やさないようにし、しっかりと休養をとりましょう。

担当：生涯学習課 社会体育グループ



# 町立三春病院 News

## 三春町成人けんしんの延期について

毎年6月から実施している成人けんしんは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期となりました。開始日程は、三春町ホームページや広報等でお知らせします。

## おうちで筋トレ

星総合病院 Facebook ではご自宅でできる筋トレをご紹介します。

運動不足にならないように体を動かしてみませんか。

星総合病院 facebook

<https://www.facebook.com/Hoshikuma.jp>

「親子体操」や「免疫UP！レシピ」などもご活用ください。



## オレンジカフェ☆さくら

認知症の方やそのご家族の交流の場です。お茶を飲みながら楽しくお話ししましょう。

▶ 開催日時 ▶ 6月4日(木) 午前10時～正午 ▶ 7月2日(木) 午前10時～正午

▶ 場 所 三春病院 1階健診室前

▶ 身体を動かしながら脳を鍛える簡単なストレッチ

▶ 健康に関する20分程度のミニ講座

6月「大腸菌感染症(O157)について」 7月「認知症かな？どうすればいいの!？」

▶ 参加費 200円(お茶・お菓子代)

※ 医療・介護・福祉に関するご相談には専門のスタッフが対応します。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、開催の中止または変更となる場合がありますので、ホームページをご覧ください。

◆詳しくは下記にご連絡ください。



## 三春町敬老園「キラキラ☆健康広場」

### キラキラ☆健康広場



毎月1回、健康講座を開いています。

認知症や介護に関すること、感染症についてや熱中症予防など、健康な生活に役立つ情報を分かりやすくお話しします。

事前申し込みはいりません。

来月の誌面でご案内しますので、お気軽にご参加ください。

申込不要  
参加無料

三春町立三春病院

外来診療のご予約 ☎ 73-8155

お問合せ ☎ 62-3131



# でんこう 田高トピック

## ◆ 八島台寮特集

### ～ 県内外から集う 「つわもの達」 ～

田村高校体育科には、親元を離れて寮生活を過ごし、競技力・学力・人間力を高めようと努力している生徒たちがいます。令和2年度は新入生19名を加え、総勢51名(男子寮生48名・女子止宿生3名)の生徒が体育科に所属し、強化指定の運動部で日々鍛錬しております。今回は、その八島台寮の一部を紹介させていただきます。

### 1 寮生の各内訳

○ 学年別

1年	18名
2年	11名
3年	19名
女子	3名



寮の外観

○ 運動部内訳

陸上部	22名
柔道部	16名
ソフトテニス部	9名
野球部	3名
バスケットボール部	1名



写真右から  
寮長の佐井川君 (3年柔道部)  
副寮長の會田君 (3年ソフトテニス部)  
副寮長の大和田君 (2年陸上部)

### 2 体育科の生徒努力目標・寮の生活

目標

○ 体育科の生徒努力目標

- (1) 学業とスポーツを両立させる。
- (2) 体力の増強と健康管理に心がける。
- (3) 施設の清掃・保全と安全利用に努める。
- (4) 部活動で培った規律ある行動を日常生活に生かすように努める。

○ 寮の生活目標

- (1) 自分の可能性を伸ばすため、目標を見据えた「めり張り」のある生活を心がける。
- (2) 集団の生活の中で自分の役割を果たし、規律ある行動に努める。
- (3) 田村高校寮生であることに誇りを持ち、仲間迷惑をかけることのないよう自覚ある行動をする。

### 3 寮の日課表(平日用)

6:00	起床・点呼・軽体操・全員清掃
6:25	朝食
7:00	登校・朝練習
7:00	学校
17:00	入浴・洗濯・学習
19:00	夕食
20:00	入浴・洗濯・学習
21:00	点呼
22:00	消灯・就寝

### 4 寮の主な行事

4月	入寮式 歓迎会
5月	避難訓練
6月	夏の大掃除
10月	奉仕作業
11月	寮長選挙
12月	クリスマス会
1月	3年生を送る会



入寮式の様子



全員で寮内清掃



避難訓練の様子



奉仕作業(地域のゴミ拾い)



3年生を送る会  
3年間で心身とも大きく成長します。

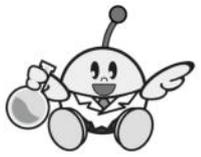


いつも温かく栄養満点の食事を提供してくれる職員の方々へ感謝!

問い合わせ先 福島県立田村高等学校 ☎ 62-2185



# 環境創造センターだより



## 研究の現場を見てみよう!



国立環境研究所福島支部で行っている研究内容について紹介します。

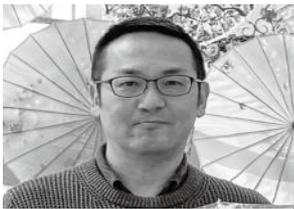
### ○イノシシは阿武隈川を渡れない?

水の張られた田んぼ。背景には新緑の丘陵。三春町には見事な里山の景観があります。あれ?田んぼは電気柵に囲まれている? そう、イノシシから稲を守るためです。福島県では年間 1.7 億円の農作物に鳥獣害被害があり、うち 60%はイノシシによります。三春町でも年間 500 万円の予算が鳥獣被害対策事業として計上され、電気柵の設置補助等に充てられています。震災前、イノシシは浜通り(県東)を中心に生息していましたが、震災後には会津地方(県西)にまで広がりました。この会津地方のイノシシはどこから来たのでしょうか?



遺伝子解析に使うイノシシの尻尾

私たちはイノシシ分布拡大の原因を知るため、福島県と共にその遺伝子の型を調べました。その結果、福島県のイノシシは阿武隈川を境に東西の2つのグループに分かれました。つまり会津のイノシシは阿武隈川に阻まれた浜通りでなく、県外から来たと考えられます。獣害対策には動物の生息数とその動きを知ることが重要です。私たちはその一助となる研究を行っています。



◎ 国立研究開発法人国立環境研究所 福島支部  
環境影響評価研究室 玉置 雅紀

小学生の頃に祖父に釣りに連れて行かれそのまま釣り好きに。海釣り専門でしたが、赴任先が海から遠いため、最近は淡水魚にも手を出しています。

## コミュニティ福島 6月イベント情報

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、急遽、イベントを中止することがありますので、予めご了承ください。



- ▶ 6日(土)・7日(日) 「森のはたらきを調べよう!」
- ▶ 13日(土)・14日(日) 「放射線オリエンテーリング」
- ▶ 20日(土)・21日(日) 「燃料電池を体験しよう!」
- ▶ 27日(土)・28日(日) 「鏡で不思議な虹をつくろう!」



※環境創造センターまで町営バス(三春の里コース)が運行しています。詳しくは「三春町町営バス時刻表」を御覧ください。

問い合わせ先 福島県環境創造センター 総務企画部 企画課 ☎ 61-6129 FAX 61-6119  
住民課 生活環境グループ ☎ 62-2147 FAX 62-5155



# 環境放射線量測定値をお知らせします

## ● 仮置場の空間線量等について

現在、除去土壌等の保管を行っている北部三地区、北部三地区第2、三春地区、中妻地区、中郷地区および岩江地区の仮置場における空間線量の測定結果をお知らせします。また、地下水などの放射性物質検査も実施しており、すべての仮置場の井戸や調整池など、いずれも基準値未満となっています。

※ 仮置場平場周りなどの数か所を測定しています。

### 北部三地区仮置き場

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

測定点 測定日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
4月 1日	0.11	0.12	0.10	0.11	0.12	0.11	0.09
4月 8日	0.12	0.11	0.11	0.12	0.12	0.11	0.08
4月15日	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.12	0.07
4月22日	0.12	0.09	0.12	0.10	0.12	0.12	0.08

※仮置場平場周りなどの7箇所（高さ1m）を測定しています。

### 北部三地区第2仮置き場

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

測定点 測定日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
4月 7日	0.09	0.11	0.10	0.10	0.10	0.11	0.09
4月14日	0.09	0.10	0.09	0.10	0.11	0.11	0.09
4月21日	0.09	0.11	0.10	0.11	0.11	0.11	0.09
4月28日	0.10	0.11	0.11	0.09	0.10	0.09	0.10

※仮置場平場周りなどの7箇所（高さ1m）を測定しています。

### 三春地区仮置き場

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

測定点 測定日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
4月 2日	0.14	0.11	0.14	0.11	0.10	0.10	0.12
4月 9日	0.13	0.13	0.14	0.12	0.09	0.09	0.12
4月16日	0.13	0.11	0.14	0.11	0.09	0.09	0.12
4月23日	0.14	0.13	0.13	0.12	0.09	0.10	0.12

※仮置場平場周りなどの7箇所（高さ1m）を測定しています。

### 中妻地区仮置き場

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

測定点 測定日	①	②	③	④
4月 6日	0.09	0.11	0.08	0.11
4月13日	0.09	0.13	0.08	0.11
4月20日	0.09	0.11	0.08	0.11
4月27日	0.09	0.10	0.08	0.10

※仮置場平場周りなどの4箇所（高さ1m）を測定しています。

### 中郷地区仮置き場

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

測定点 測定日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
4月 6日	0.09	0.10	0.10	0.10	0.07	0.10	0.11
4月13日	0.10	0.11	0.10	0.11	0.07	0.09	0.10
4月20日	0.09	0.10	0.10	0.10	0.07	0.09	0.10
4月27日	0.09	0.10	0.10	0.10	0.07	0.10	0.10

※仮置場平場周りなどの7箇所（高さ1m）を測定しています。

### 岩江地区仮置き場

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

測定点 測定日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
4月 3日	0.08	0.08	0.08	0.14	0.12	0.07	0.07
4月10日	0.06	0.07	0.09	0.13	0.11	0.05	0.07
4月17日	0.07	0.07	0.10	0.14	0.11	0.05	0.08
4月24日	0.07	0.07	0.08	0.13	0.11	0.06	0.06

※仮置場平場周りなどの7箇所（高さ1m）を測定しています。

● 問い合わせ先 住民課 生活環境グループ ☎ 62-2147 FAX62-5155



### 3 感染拡大防止対策

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る町主催イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針」を策定し、随時改正を行うことで情報を発信しております。
- ・医療機関、社会福祉施設等へマスクを提供しました。
- ・庁舎ほか町施設の窓口及び事務室の対面間へビニールシートを設置することで感染拡大防止を図っております。
- ・町職員の在宅勤務及び分散勤務を試行し、町施設における感染防止を図っております。

### 4 学校、保育施設の対応

- ・国の要請を受け小中学校及び幼稚園を3月11日から臨時休業しました。
- ・緊急事態の発令を受け、4月21日から小中学校及び幼稚園を臨時休業（4/21～5/19）しました。
- ・小学校臨時休校対応のため、まほらっこ教室（中妻・中郷・沢石）及び児童クラブを開所しました。

### 5 医療、健康への対策

- ・新型コロナウイルス感染症に係る健康相談窓口を設置し、専用電話を開設して対応しております。
- ・郡山市へ保健師派遣協力を行いました。

### 6 産業の衰退防止対策

- ・「新型コロナウイルス感染症に関連した事業者支援策等について情報を提供しております。
- ・水道料金等の支払い猶予の制度があります。
- ・中小商工事業者等への町支援事業を行っています。

#### ①中小商工事業者支援給付金

売上げ等が前年同月比で30%以上減少している場合、一律10万円を給付します。

#### ②信用保証料補助金

県の緊急経済対策資金の融資に係る信用保証料を最高20万円まで補助します。

#### ③利子補給金の拡充

対象となる融資制度の利子補給率を1%から1.5%へ引き上げます。

#### ④雇用調整助成金申請者助成金

雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対し、基準日額の6%を助成します。

#### ⑤つなぎ資金の貸付け

融資申請中の事業者に対し、つなぎ資金として最高100万円を貸付けます。

#### ⑥休業被雇用者等給付金

休業や解雇等となり収入が20%以上減少した方に、一律5万円を支給します。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 7 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策基金

新たに、感染拡大防止や町民生活や地域の経済活動等への支援に対応するため「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策基金」を創設しましたので、基金への寄附についてご協力をお願いします。

お問い合わせ 三春町新型コロナウイルス感染症対策本部

○総合案内窓口：☎62-8125

○健康相談窓口：☎62-1001

○寄附の窓口：☎62-2111

## 桜川河川清掃作業を行いました

4月8日に福浜大一建設(株)三春支社の社員15名の皆さんと役場建設課合同で、新町橋から雁木田橋間の桜川河川内の清掃作業を行いました。この「春の桜川清掃作業」は、桜川（上流工）河川改修が完了した平成29年度から行っております。



河川清掃の様子

# まちの話題



このコーナーでは、最近行われた行事や三春ならではの  
アツい話題などをピックアップしてお伝えしています。

## 新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

町では令和2年2月28日に三春町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応にあたっております。  
福島県においては、4月16日から5月14日まで緊急事態宣言の対象地域となり、それに伴う福島県緊急事態  
措置による外出自粛など、町民の皆様、事業者の皆様には大変なご苦勞をおかけしました。

5月15日に緊急事態措置は解除されましたが、今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあるため、引き続き  
下記の点についてご協力をお願いいたします。

- (1) 人との間隔をあける、マスク着用、手洗い励行の基本的感染対策
- (2) 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場所」の「3つの密」を避ける行動
- (3) 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛  
※食事提供施設への外出自粛を要請するものではありません。
- (4) 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛
- (5) 「新しい生活様式」の定着

※「新しい生活様式」：毎朝体温測定、健康チェック、買い物や公園は空いている時間に、対面や多人数での  
会食を避ける、テレワークやオンライン会議を利用するなど。

町では、専用ダイヤルを開設して対応しておりますので、不安なことやご不明な点などございましたら、下記の  
窓口までお問い合わせください。

○総合案内窓口：三春町新型コロナウイルス感染症対策本部

☎62-8125

○健康相談窓口：三春町保健福祉課

☎62-1001

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を守ることにつながります。

町民一丸となって、この困難、難局を乗り越えていくことができるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたし  
ます。

### 【これまでの対策の概要】

#### 1 三春町新型コロナウイルス感染症対策本部について

三春町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、町としての対策や対応を検討してまいりました。

本部からのお知らせ等については、各戸配布文書やホームページにおいて、「町長メッセージ」をはじめ、「町  
民の皆様へ」、「新型コロナウイルス感染症に係る町主催イベント中止等及び町有施設の休館に関する指針」、「新  
型コロナウイルスかわら版」などにより情報発信を行っております。

#### 2 議会関係

5月8日に臨時会を招集し、新型コロナウイルス感染症対策関係予算を次のとおり上程し、可決されました。

〈国経済対策〉

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ・特別定額給付金（1人10万円給付）給付事業予算 | 1,705,310千円 |
| ・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業予算    | 21,033千円    |

〈町独自の事業〉

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ・ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業予算      | 1,930千円  |
| ・新型コロナウイルス感染症対策事業者向け支援事業費予算 | 83,495千円 |
| ・新型コロナウイルス感染症拡大防止事業予算       | 6,404千円  |

# 三春交流館運営協会自主事業

6月のイベントはありません。

## M-NAVI 交流館 NEWS

6月のイベント情報はありません。

※この情報は主催者のご希望により掲載しています。掲載のご希望は、三春交流館「まほら」までお願いします。

※新型コロナウイルスの影響により、イベント等は中止、又は延期となっておりますので、詳細はそれぞれの主催者様へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 三春交流館「まほら」 ☎ 62-3837 FAX62-4727

## 自然観察ステーション 6月のイベント情報

申込・問い合わせ先 自然観察ステーション ☎ 61-1546

※6月のイベントは、新型コロナウイルスの影響により、全て中止します。

※星を見る会についても、新型コロナウイルスの影響により、当面の間、中止します。

三春町民図書館開館30周年

## 図書館利用カードリニューアル!!

7月1日から、図書利用カードを一新します。ご来館いただいた方から順次新しい利用カードに更新しますので、お時間を少しいただきます。

ご来館の際は、住所・氏名の確認できる身分証明書（免許証など）のご提示をお願いします。

町民図書館をご利用いただける方は、次のとおりです。

- ①町内に住所のある方
- ②町内の事業所にお勤めの方
- ③町内の学校に通学されている方
- ④広域連携市町村に住所のある方  
※広域連携市町村（郡山市・田村市・二本松市・本宮市・須賀川市・小野町・大玉村・鏡石町・天栄村・猪苗代町・石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町）

町民図書館 ☎ 62-3375



新カードデザイン

M エム-ナビ

-NAVI

町からのお知らせ

## 主な施設の休館日

- ▶ 図書館 (☎ 62-3375)  
6月1・3・8・15・22・29日
- ▶ 体育施設 (☎ 62-6212)  
6月1・8・15・22・29日
- ▶ 自然観察ステーション (☎ 61-1546)  
休まず営業しています
- ▶ 歴史民俗資料館 (☎ 62-5263)
- ▶ 人形館 (☎ 62-7053)  
6月1・8・15・22・29日
- ▶ 三春交流館 (☎ 62-3837)  
6月1・8・15・22・29日
- ▶ 児童生活センター (☎ 62-8666)  
6月6・13日、日曜日、祝日
- ▶ 地域子育て支援センター (☎ 62-0555)(旧中央児童館内)  
土・日曜日、祝日
- ▶ 役場・保健センター  
土・日曜日、祝日

※ただし、新型コロナウイルスの影響により、臨時休館とする場合があります。

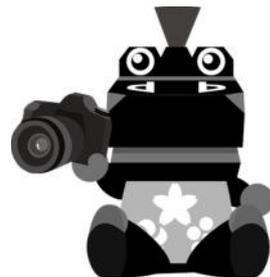
## 延長業務

- ▶ 役場1階窓口  
【毎週水曜日】  
6月3・10・17・24日  
午後7時まで
- ※取扱業務の内容は、お問い合わせください。
- ▶ 清掃センター  
【土・日の持込みゴミの日】  
6月20日(土)・21日(日)  
午前9時～午後4時

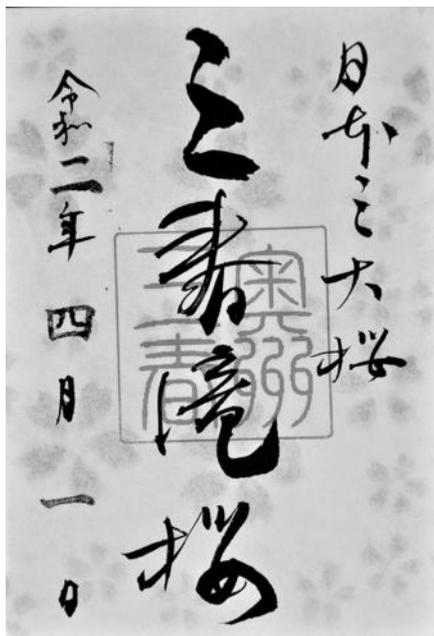
## 「御桜印」、「御城印」の頒布を始めました

三春滝桜、三春城（跡）の魅力発信を目的とし、「御桜印（ごおういん）」、「御城印（ごじょういん）」の頒布を開始しました。滝桜の観桜記念、三春城（跡）の登城記念にぜひどうぞ。

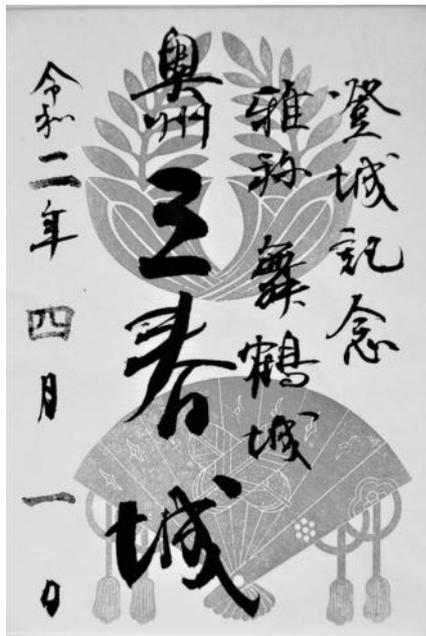
- 頒布期間 令和2年4月～
- 頒布場所 (御桜印) 三春滝桜 ※滝桜の開花期間限定です。  
(御城印) 三春町歴史民俗資料館、三春北町蔵「TENJIN」
- 金額 300円



【問い合わせ先】三春まちづくり公社 ☎ 62-3690



御桜印



御城印

## 三春町武道館剣道スポーツ少年団を紹介します

三春町武道館剣道スポーツ少年団は、三春町で最も歴史の長いスポ少の一つです。

武道ではよく「礼」に始まり「礼」に終わると言われますが、元気で明るく、大きな声であいさつができる人になることを目指して日々活動しています。

団員は幼稚園から高校生まで幅広い年齢層の子たちが所属しており、小さい子たちにとってはちょっと大きいお兄ちゃんお姉ちゃんに教えてもらって和気あいあいとした雰囲気です。



平成23年からは葛尾少年剣道団とも一緒に稽古をしており、いろいろな大会にも出場しています。

稽古は毎週月曜日と木曜日の午後6時30分から8時まで、三春町武道館（三春中学校武道棟）で行っています。

随時新入団員を募集しています。剣道具は団で保有しているものを貸し出します。お気軽に見学に来てください！

問合せ：村田（なかや商店） ☎ 62-2822

## 今月の行事をお知らせします

図書館・地域子育て支援センター・子育て支援課の今月の行事をお知らせします。  
詳しくは、お問い合わせください。

〈町民図書館 ☎ 62-3375 FAX61-1026〉

行事	日時	対象	場所
絵本とわらべ唄	6月9日(火) 11時～11時30分	乳幼児と保護者、妊婦	町民図書館

※今後のコロナウイルスの感染拡大状況により変更になる場合があります。

〈地域子育て支援センター ☎ 62-0555〉

★三春町に住んでいる方、ぜひ一度遊びに来てください。★利用時間 午前10時～正午/午後1時～3時

行事	日時	対象	場所	内容
おはなし“あのね”	6月3日(水) 11時30分～	就学前のお子さんと 保護者	地域 子育て支援 センター	保育士と一緒にふれあい遊びやお話を楽しむ時間です。
ハピハピDay	6月5日(金) 11時30分～12時			保護者の方が、たのしいひとときを新しいお友達とおしゃべりしてみませんか？
おやこ運動遊び教室	6月9日(火) 10時～12時 申込期限6月5日(金)	1歳～3歳までの お子さんと保護者		運動指導士の方と一緒に、おやこで楽しくからだを使った遊びをします。
出前おはなし会	6月17日(水) 10時30分～11時	就学前のお子さんと 保護者		図書館のスタッフがきて楽しいお話をします。
お誕生会 6月生まれ(要予約)	6月19日(金) 11時30分～ 申込期限6月12日(金)	就学前の6月生まれの お子さんと保護者		手作りの誕生カードに写真を貼り、身長・体重や手形を押してつくります。大きなケーキを囲んで6月生まれのお友達をみんなでお祝いします。 ※当日、参加できなくても誕生カードを差し上げますので予約をお願いします。
たのしいせいさく	6月25日(木) 11時30分～	就学前のお子さんと 保護者		季節のせいさくを親子でつくり持ち帰ります。
のびのびの日	6月26日(金) 10時～12時	0歳～1歳位までの お子さんと保護者		保健師・栄養士さんから具体的に話が聞けます。(母子手帳をご持参ください) 身長、体重測定ができます。成長を確認しながら、お子さんとの時間を持ってみませんか。

※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況により変更になる場合があります。

〈子育て支援課 ☎ 62-0055 FAX62-3232〉

行事	日時	対象	場所	内容(持参物)	
乳幼児健康診査	3～4か月児	6月16日(火) 13時集合	令和2年2月11日 ～3月10日生まれ	保健センター	母子手帳・問診票・バスタオル
	1歳6か月児	6月18日(木) 13時集合	平成30年11月1日 ～11月30日生まれ	保健センター	母子手帳・問診票・歯ブラシ・仕上げ磨き用歯ブラシ・コップ・タオル・バスタオル(診察時に使用)
	3歳6か月児	6月17日(水) 13時集合	平成28年11月26日 ～12月31日生まれ	保健センター	母子手帳・問診票・尿・歯ブラシ・仕上げ磨き用歯ブラシ・コップ・タオル・バスタオル(診察時に使用)

子ども・親子

公認心理師の子育て相談日のお知らせ

公認心理師の横山美香先生が、町内の保育所・幼稚園を訪問するほか、子育てのこと、子どもの発達のことなどの個別相談に応じます。相談は無料。秘密は厳守します。

予約制となりますので、相談をご希望される方は相談日の2日前まで（休日の場合はその前日まで）に子育て支援課へお申込みください。

開催日・時間・公認心理師

開催日	時間	公認心理師
6月4日(木)	① 13:10～14:10 ② 14:30～15:30	横山美香先生
7月2日(木)	① 13:10～14:10 ② 14:30～15:30	横山美香先生

場所  
保健センター

申込・問

子育て支援課  
☎ 62-0055  
FAX 62-3232

「ままカフェみはる」のお知らせ

三春町で出産、子育てをしていくママたちの出会いとふれあいのカフェです。お茶（ノンカフェイン）を飲みながらゆったりとした気持ちで、助産師や保健師に相談をしたり、同じ子育てをしている方とお話しができます。



**対象** 現在妊娠中の方、産後1年以内のママ  
**内容** 産前・産後の健康相談／乳房ケア、授乳についての相談／赤ちゃんの体重・身長の発育確認／赤ちゃんのことや子育てについての相談／赤ちゃんとのふれあいワンポイント（赤ちゃんとの遊びの紹介）  
**日時** 6月12日(金)午前10時～正午  
**場所** 保健センター1階ホール  
**持参物** 母子手帳、タオル、粉ミルクやおむつ等の赤ちゃんに必要な物  
**スタッフ** 助産師、保育士、栄養士、保健師  
参加は無料です。  
参加する場合は、6月10日（水）までに子育て支援課へお申込みください。

赤ちゃんの兄弟が一緒の場合は申込み時に名前や年齢等をお伝えください。

申込・問

子育て支援課  
☎ 62-0055

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届は、受給者が手当を6月以降も引き続き受けることができる要件を満たしているか確認するものです。

「現況届」を提出しないと、6月以降の手当を受給できません

ので忘れずに提出してください。現況届の提出が必要な方には、6月上旬頃に通知しますので、ご確認ください。  
**手続きに必要なもの**  
① 現況届  
② 受給者（保護者）の健康保険証のコピー  
③ その他必要に応じて提出する書類があります。  
※詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

**提出場所** 保健センター2階  
**提出期限** 6月30日（火）  
**問** 子育て支援課  
子育て支援グループ  
☎ 62-0055

令和2年度 子育て支援助成金（第2子及び第3子以降分）の交付申請について

三春町にお住まいの18歳以下のお子さん2人以上を養育している保護者に対し、第2子（★）および第3子以降の未就学児のお子さんを対象に、子育て支援助成金を支給します。

ただし、対象児童が町立の保育所・幼稚園に入所している場合は、第2子または第3子以降の保育料等が無料となっているため該当しません。  
第3子以降のお子さんを養育しているご家庭には、5月に子育て支援助成金交付申請書を送付しておりますので、必要事項を記入のうえ、お早目にお申込みください。また、該当するご家庭で申請書が届いていない場合には、お手数ですが、子育て支援課までご連絡ください。

▼第2子の申請について  
直接、子育て支援課まで申請してください。  
★第2子については、町民税非課税世帯又は町民税均等割のみ納付する世帯に限る。



▼子育て支援助成金 ※お子さんの通所・通園状況で、助成内容が変わります。

区分	助成内容	交付時期
在宅等で養育されている乳幼児	(第2子) 5,000円 (第3子以降) 5,900円	8月交付 (4月～7月分) 12月交付 (8月～11月分) 3月交付 (12月～2月分) 翌年度交付 (3月分)
上記以外	三春町内 保護者が支払った保育料の額	3月交付 (1年分)
	三春町外 (第2子) 上限 5,000円 (第3子以降) 上限 5,900円	3月交付 (1年分)

▼申請に必要なもの  
① 子育て支援助成金交付申請書（様式第1号）  
② 申請者（保護者）の口座が確認できるもの（通帳等のコピー）  
③ 在籍証明書（様式第2号）  
※家庭で養育されている方は不要

▼注意点  
▽18歳とは、平成14年4月2日から平成15年4月1日までに

生まれた方です。

▽保育料とは、就学前の子どもを預かる施設等を利用するために保護者が納入しなければならない費用（入園料、環境充実費、教材教育管理費、行事費、施設設備協力費、バスによる送迎費等を除きます。）のことです。

▽幼稚園就園奨励費補助金や多子世帯保育料負担軽減補助金を受けている場合は、当該助成金が支給されない場合もありますのでご了承ください。

▽町外の保育所・幼稚園に入園・入所している場合で、保育料の負担額が月額5,900円（第2子については、月額5,000円）を下回る場合は、実際に負担している額となります。

▼申請・問

子育て支援課  
子育て支援グループ（三春町保健センター2階）  
☎62・0055  
FAX 62・3232

年金

年金受給者の皆さんへ  
年金額改定について

令和2年4月分（6月15日支払分）からの年金額は、法律の規定により、令和元年度から0.2%の増額となります。改定後の年金額は、年金額改

定通知書でお知らせします。（原則として年金振込通知書と一体となった統合通知書を送付します。）

この通知書は、6月の支払いに向けて、6月上旬から順次送付します。

また、年金生活者支援給付金額も、令和2年4月分（6月15日支払分）から0.5%の増額となります。

問

郡山年金事務所  
☎024・932・3434(代)

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の一ヶ月前から前日まで受付していただきます。

◆お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

◆電話がかかりにくい場合は、時間をとおいておかけ直してください。

◆状況により時間どおりご案内できない場合もありますのでご了承ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付電話または、お近くの年金事務所へお申込みください。

予約申込先

予約専用受付電話

☎0570・054890

郡山年金事務所

☎024・932・3434(代)

提出 農業者年金受給権者現況届の提出

5月下旬から農業者年金受給権者に、独立行政法人農業者年金基金より「現況届」が送付されていますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、提出に当たっては、風邪や発熱などの症状がある場合を避けるなど、ご協力をお願いします。

提出期限

6月30日（火）

提出先・問

農業委員会事務局

☎62・2112



新着本

新着本の一部をご紹介します。その他の新着本のリストは図書館ホームページや図書館で配布しているチラシをご覧ください。

読み物・文芸

発注いただきました！（朝井リヨウ）／ホテル・アルカディア（石川宗生）／ピカソになれない私たち（二色さゆり）／罪人の選択（貴志祐介）／虎落 チングス紀7（北方謙三）／公安狼（笹本稜平）／ダークブルー（真保裕一）／約束の果て 黒と紫の国（高丘哲次）／図書館のパシラドール（竹内真）／十字架のカルテ（知念美希人）／北条氏康 二世継承編（富樫倫太郎）／緋色の残響（長岡弘樹）／夜がどれほど暗くても（中山七里）／掟上今日子の設計図（西尾維新）／シングルファーザーの年下彼氏（花田菜々子）／オーバードード14 滅国の魔女（丸山くがね）／暴虎の牙（柚月裕子）／旅ごはん（小川糸）／笑って生ききる（瀬戸内寂聴）／ザリガニの鳴くところ（ディリア・オーエンス 友廣純訳）

問い合わせ

町民図書館  
☎62・3375  
FAX 61・1026

今月のおすすめ本



児童書

『作って学ぶScratchドリル』  
瀬戸山雅人、鈴木亜弥／著  
オライリー・ジャパン  
Scratchという、子どもでも簡単に操作できるソフトを使って、プログラミングを学ぶ一冊です。用意するのはインターネットにつながったパソコンだけ。マウスの使い方からゲームの作成まで、ひとつひとつ順を追って学べるように工夫されています。なお、著者の瀬戸山さんは、コミュニティ福島で子ども向けのプログラミングのワークショップを定期的に行っています。



一般書

『死ぬまでに観たい映画1001本 第4版』  
スティーヴン・ジェイ・シュナイダー／総編集  
野間けい子／訳 ネコ・パブリッシング  
1902年から1918年の映画の中から選んだ1001本を紹介するガイドブックです。事典のように分厚いこの本には、古今東西の珠玉の映画のあらすじや見どころが、豊富な写真とともにぎっしりとつまっています。おうち時間を楽しめる映画を探すヒントにしてみてください。

※ 新着コーナーには、6月4日（木）に並びます。今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況により変更になる場合があります。

## 税金

### 令和2年度町民税・県民税 (個人住民税)について

確定申告や年末調整の結果、今年度の町民税・県民税について決定しましたので、6月15日付けで通知いたします。今回通知する分は、普通徴収分と年金特別徴収分の方が対象となります。

会社員の方で、給与特別徴収されている方は、5月中に勤務先へ通知していただきますので、勤務先より決定通知書を受け取ってください。

#### 【納付の種類】

1 給与特別徴収  
給与収入に対して決定された町民税・県民税が、給与支払者により6月支給の給与から差し引かれます。

2 年金特別徴収  
年金収入に対して決定された町民税・県民税が、年金支払者により4月年金から差し引かれます。(4月・6月・8月は前年度の税額を参考にした仮徴収)

3 普通徴収  
上記の1、2で徴収されない税額を、お送りする納付書または口座引き落としにより納付いただきます。

なお、非課税となる方への通

知はありません。収入がなく、扶養親族にも申告されていない方は、未申告の扱いとなり、さまざまな行政手続で支障をきたしますので申告いただきますようお願いいたします。

#### 問

税務課課税グループ  
☎ 62・8127  
FAX 62・5155

#### 不動産取得税について

売買・贈与などで不動産を取得したとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし、相続により取得したときには課税されません。

#### ○納める税額

取得したときの不動産の固定資産評価額の3%(住宅以外の家屋は4%)

(宅地の取得に対する特例：宅地評価土地を令和3年3月31日まで取得した場合は当該土地の価格を2分の1とする特例あり)

なお、住宅や住宅用土地の取得については、一定の要件を満たしている場合に軽減措置が適用されますが、軽減申請の手続きを行う必要があります。

○三世代同居・近居住宅を取得する方へ

子育て支援策の一環として、三世代以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減いたします。

手続きに必要な書類など詳しくは、お問い合わせください。

#### 問

福島県中地方振興局県税部  
☎ 024・935・1254  
県庁税務課  
☎ 024・521・7068



## 暮らし

### 第25回三春オープンゴルフ大会 中止

毎年開催しております三春オープンゴルフ大会は、国が緊急事態宣言を全国に拡大するなど、コロナウイルス感染防止拡大を求めていることから、本年の開催を中止いたします。

本大会への参加を予定していた皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 問

東邦銀行三春支店  
☎ 62・2141

#### 議会6月定例会が開催されます

##### ▼開会時期(予定)

6月5日(金)～10日(水)  
▽定例会の詳しい日程は、6月4日(木)の新聞折込みでお知らせします。

▽一般質問は6月6日(土)を予定しています。一般質問の様子は、役場4階議場と三春交流館「まほら」まほらホールにてご覧いただけます。

▽新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、傍聴にお越しの際は、感染予防にご協力をお願いします。

なお、団体での傍聴を希望する場合は、事前に議会事務局にご連絡ください。

#### 問

議会事務局  
☎ 62・8124

#### 図書館の古雑誌を差し上げます

図書館で保存期間を満了した雑誌を、希望者に無料で差し上げます。

#### 日時

6月20日(土)・21日(日)  
午前10時～午後6時

#### 場所

町民図書館貸出カウンター前  
対象雑誌  
平成30年4月号～平成31年3月号の範囲

同じ雑誌名のもは5冊まで、付録は1人1個までです。

#### 問

町民図書館  
☎ 62・3375

#### 「飲み水を 未来につなごう ほくたちで」

《6月1日～7日は水道週間です》  
水道週間が6月1日からはじまります。

私たちが毎日使っている水道は、日々の生活に欠くことはできません。

町の水道事業では、安全でおいしい水を皆さんの家庭にお届けできるよう日夜努めています。

#### 【水道料金は大事な財源】

この水道水を皆さんの家庭の

蛇口までお届けする費用は、町の税金ではなく皆さんの水道料金でまかなわれています。

水道事業を支援なく運営していくには、皆さんからの水道料金が主な財源となっておりますので、忘れずに納めてください。

#### 【水道料金のお支払い】

水道料金は、基本料金と水量料金からなっています。

基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金で、水量料金は使用水量に応じていただく料金です。

納期限は、現金払いは奇数月の月末、口座振替の場合は、奇数月の25日です。

#### 【便利な口座振替制度】

金融機関で口座振替の申し込みをしていただきますと、ご指定の預金口座から自動的に水道料金を支払う制度です。

各取扱金融機関へ、金融機関届出印鑑と通帳を持参してお申し込みください。

#### 【取扱金融機関】

・東邦銀行、福島さくら農協、大東銀行、福島銀行、郡山信用金庫、東北労働金庫各本支店、郵便局

【期間中、高齢者世帯の水道蛇口のパッキンを無料で交換します】

水漏れの心配な方は、「上下水道料金等のお知らせ」に記載の「使用者番号」を確認の

うえ、訪問希望日を電話でご連絡ください。

・対象 高齢者の世帯（65歳以上）で、水が止まりにくくなった単水栓のみ（ハンドル式）の水道の蛇口

（1世帯2ヶ所以内、レバー式のものを除く）

・期間 6月1日（月）～9日

（火）

ただし、土・日を除く

#### ご連絡・問

三春町企業局

水道・宅造グループまで

☎ 62-2500



### 三春町ホームページ 広告主募集中！

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

#### ▼ 広告掲載料

1か月につき1万円

※連続12回 20万円

#### ▼ 申込・問

総務課 文書情報グループ

☎ 62-2111

FAX 61-1110

## 歴史コラム 伝統三春盆踊り

平成元年に、三春町民俗文化財として指定された「伝統三春盆踊り」は、保存が難しい文化財の一つです。現在の踊りは、実は最も盛んに踊られていた、大正頃の「三春盆踊り」とは異なっているのです。

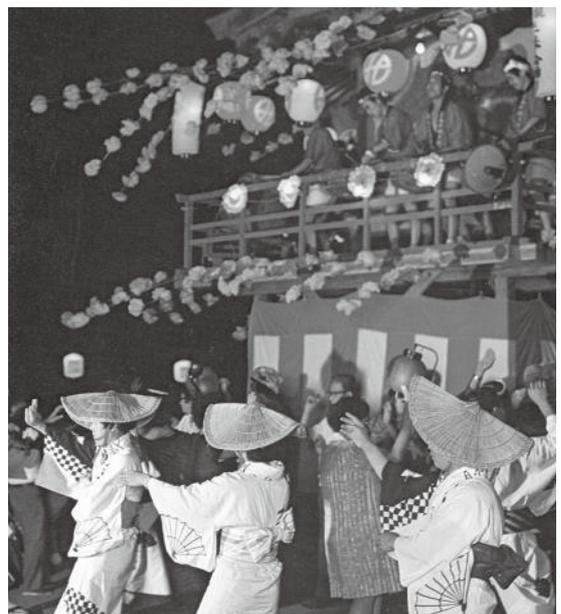
三春の盆踊りが、いつごろから始まったのかは詳しくわかりませんが、江戸時代にはすでに行われており、凶作などで人口が減ったりすると、その維持に苦心していたようです。

福島県内では古式を残した盆踊りの筆頭とされており、その理由の一つは、明治維新以前に日本人が行っていた「なんば」の動きが残っている、ということにあるのです。「なんば歩き」では、あまり手を振り上げず、右手と右足、左手と左足が同時に出るかっこうになります。つまり、右手を振り上げたら左足、左手が出たら右足を出す、という交互の動きは、近代以降に西洋式の軍隊や、小学校での体育により普及したものなのです。それでも、昔ながらの踊りを体得している一定の年齢以上の方は、右手を動かしたら右を向き、左足を動かしたら左を向く、という踊り方をしているようです。

現在の踊りは、昭和になって簡略化されたもので、最近では、完全に前を向いて歩きながら手だけを動かす人も見受けられます。もはや、『伝統盆踊り』を踊ることができる人は少なくなっています。

盆踊りは、先祖の魂を迎えてその供養のために踊り、そして送るものとも言われます。かつては辛い労働の息抜きであり、男女の出会いの場でもありました。下駄がすり減るほど踊った、という話はよく聞かれます。また、櫓（やぐら）の歌や撥（ばち）さばきが華やかさを盛り上げる、こうした伝統も忘れてはならないところでしょう。

踊りも世につれ、時代の流行にあわせて変わっていくものかもしれません。たくさんの人に盆踊りを楽しんでもらいつつ、変化・変遷を記録することが重要な課題と思われれます。



問い合わせ先 歴史民俗資料館 ☎ 62-5263 FAX 62-6953

消防署三春分署

かじのお知らせ

◎電気火災に注意しよう!

電気は、日常生活で必要不可欠なものです。使用方法を誤ったり、使用環境によっては火災が発生することもあります。次の点をチェックしましょう。

○コンセントやプラグにほこりがたまらないように、きれいに保ちましょう

○コードは束ねずに使用し、家具等で踏まないようにしましょう。

○テーパータップを使用するとき、消費電力の許容量を守りましょう

○リチウムイオンバッテリーの過充電に注意しましょう

問

郡山消防本部予防課

☎024・923・1872

◎災害への備えをしよう!

日頃からの備えが万が一の時に役立ちます。  
ご自身とご家族の命を守るために大事なことで、すぐ確認しましょう。

○避難先を確認するなど、家族で災害時の行動について話し合おう

○家具等の転倒防止をしよう  
○日常備蓄を始め、非常用袋で持ち出せるようにしよう。

問

郡山消防本部消防課

☎024・923・1873



◎ごみの出し方などについてのお願い

○最近、ごみの後出しが増えています。ごみは必ず収集日の朝8時30分までに出してください。

○ごみ収集中に、集積所付近で遊んでいるお子さまが見受けられます。ごみ収集車に近づくことは大変危険ですので、収集作業中に近づかないよう注意してください。

○新型コロナウイルスなどの感染症の感染防止のため、ごみを出す際は袋の口をしっかりとしばって出すようにしてください。

さい。また、使用済みのマスクやティッシュはビニール袋に入れたうえで、燃えるごみの指定ごみ袋に入れるなどして、万一ごみ袋が破れてもごみが飛散しないようにしてください。

問

住民課生活環境グループ

☎62・2147

FAX 62・5155

6月は不法投棄防止強調月間です

廃棄物の不法投棄事件や不適正処理が大きな社会問題になっています。タバコや空き缶などの家庭ごみのポイ捨てのほか、家具や家電製品、廃タイヤなどの不法投棄が後を絶ちません。

このため、県では「不法投棄防止強調月間」を定め、県が委嘱した不法投棄監視員、所轄警察署、市町村などが不法投棄防止のため、連携した活動を行います。

また、町でもこれにあわせ、不法投棄防止のためのパトロール活動や啓発活動を期間中、重点的に行います。

不法投棄は景観の悪化、害虫の発生、さらには有害物質が土壌や地下水を汚染する可能性が

あるなど、生活環境に大きな影響を与えます。また、投棄された廃棄物を撤去してもその環境を回復するためには、多額の費用と手間を要し、その費用等は、投棄行為者や土地所有者が負担することになります。

不法投棄を行うと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられる場合があります。「絶対にポイ捨て、不法投棄をしない」一人ひとりのご協力をお願いします。

問

住民課生活環境グループ

☎62・2147

戦没者等のご遺族の方々へ  
第十一回特別弔慰金が支給されます

戦後75周年に当たり、今日我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

◎支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料等」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の

順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から上記3以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◎支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◎請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると時効により特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◎請求窓口

役場 住民課住民グループ

問

住民課住民グループ

☎62・8126

**住居に関する補助金等のお知らせ**

町では、町民の皆さんや町外から移住される方が三春町に長く住み続けられるように、住居に関する補助金等の交付を行っていますのでどうぞご利用ください。

**三春町空き家改修等及び空き家除却事業補助金**

○対象者

- ・町内の空き家を改修し、改修した住宅に5年以上居住する方。
- ・町内の空き家を除却後に住宅を新築し、新築した住宅に5年以上居住する方。

**○対象となる工事等及び補助金の額**

- (1) 空き家を改修する工事  
対象費用の2分の1の額  
以内(上限は150万円)
- (2) 空き家の改修に併せて実施するハウスクリーニング及び残置物処分  
対象費用の2分の1の額以内(上限は20万円)
- (3) 空き家を除却する工事(除却後の住宅新築が条件となります)  
対象費用の2分の1の額以内又は町の補助基本額に空き家の床面積を乗じて得た額のいずれか少ない方(上限は100万円)

○主な要件

- (1) 町内の事業者が改修工事又は除却工事を行うこと。
- (2) 町内の方は、自己所有の住宅に居住していないこと。
- (3) 定住、移住につながる事業であること。
- (4) 市町村民税等の滞納がないこと。
- (5) 令和3年3月末までに事業が完了するものであること。

○申込期限

令和2年12月28日(月)

○申請方法

実施計画書に必要書類を添付して申請してください(町ホームページからダウンロードできます)。郵送での受付は行いません。

**三春町賃貸住宅建設促進事業奨励金**

○対象者

町内に自己所有の土地を有し、賃貸住宅を建設する方。

○間取りに応じた奨励金

- (1) 1戸当たり居間が1部屋(1K等)の場合…20万円/戸×戸数
- (2) 1戸当たり居間が2部屋(1LDK等)の場合…20万円/戸×戸数

(3) 1戸当たり居間が3部屋以上(2LDK等)の場合…30万円/戸×戸数

**○固定資産税相当額の奨励金**

上記の補助を受けた賃貸住宅に対する固定資産税相当額を最初の課税年度から10年間、奨励金として交付します。

○主な要件

- (1) 市町村民税等の滞納がないこと。
- (2) 令和3年2月末までに事業が完了すること。

○申込期限

令和2年9月30日(水)

○申請方法

実施計画書に必要書類を添付して申請してください(町ホームページからダウンロードできます)。郵送での受付は行いません。

**三春町定住促進住宅取得奨励金**

○対象者

町内外にお住まいの方で、町内の建築業者を利用して、自己所有の住宅を新築した方。

○奨励金の額及び内容

- ・基本額 20万円(うち3万円分は商品券により交付)
  - ・加算額 18才以下の子供1人につき 10万円
  - ・町外からの移住者 10万円
- ただし基本額と加算額の合計の限度額は40万円

その他、上記に加え、福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合は、最大57万円が加算されます。

○主な要件

- (1) 新築した住宅(増築、修繕は不可)であること。
- (2) 建築基準法の規定による検査済証の発行日が、申請日の過去6ヶ月以内であること。
- (3) 自己の居住の用に供し、延べ床面積が55㎡以上の住宅であること。
- (4) 居住の用に供する部分の請負工事代金が500万円以上の住宅であること。
- (5) 事業完了後、5年以上交付対象住宅に居住すること。(住民票の提出を求めます)
- (6) 市町村民税等の滞納がないこと。

○申込期限

令和3年3月31日(水)

○申請方法

申請書に必要書類を添付して申請してください(町ホームページからダウンロードできます)。郵送での受付は行いません。

**住宅金融支援機構の「フラット35」子育て支援型・地域活性化型」がご利用いただけます。**

町では、独立行政法人住宅金融支援機構と協定を結び、上記「空き家改修等及び空き家除却事業」「定住促進住宅取得奨励金」に加え、住宅金融支援機構の「フラット35」子育て支援型・地域活性化型」が利用でき、住宅ローンの金利が0.25%優遇されますので、ぜひご利用ください。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

詳しい内容は、下記ホームページをご確認ください。  
<https://www.flat35.com>

**問**

建設課建築グループ  
☎62・2113



自然災害被災者債務整理ガイド  
ラインについて

東北財務局福島財務事務所  
からのご案内

台風19号により被害を受けた方が「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することにより、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができま

※債務の免除等には、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要となります。詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

【多重債務者相談窓口のご案内】

財務省福島財務事務所では、借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。秘密厳守、相談無料です。お気軽にご相談ください。

相談窓口

財務省福島財務事務所 理財課

受付時間

平日 8:30～12:00、  
13:00～16:30

☎024・5333・0064  
(多重債務者相談窓口専用)

健康

「ふくしま健民カード」で健康づくりをはじめよう

「三春町健康づくりポイント事業のお知らせ」

健康づくりポイント事業は、健康づくりを楽しみ、気軽に、継続して取り組むために始まった事業で、福島県と三春町が連携して実施しています。健康づくりイベントや、地域活動へ参加してポイントを貯めて、健やかでお得な「健民」になりましょう!!

三春町独自のお得情報として、ポイント総計30,000ポイントを達成すると、町内の協力店で利用できる2,000円分のプレミアムチケットを差し上げます。楽しみながら、健康づくりをこつこつ続けていきましょう。

【対象となる方】

三春町に在住の18歳以上(高校生を除く)の方

【利用方法】

- ①健康づくりメニューへ参加して、台紙に記録してください。
- ②ポイントを集めて、基準ポイントを達成させてください。
- ③一定基準になると、ふくしま健民カードが発行されます。保健センターで発行

たしますので、台紙をお持ちください。

- ④協力店で「ふくしま健民カード」を提示すると、お得な特典が受けられるほか、豪華キャンペーンに応募できます。
- ⑤引き続き、健康づくりを継続することで発行カードがランクアップしていきます。

【その他】

※ポイントを記録する台紙を6月広報と一緒に各世帯に1部ずつ配布しました。ご家族で参加する場合には、保健センター、地区公民館で追加配布いたします。

また、ふくしま健民パスポート公式ホームページからもダウンロードできます。

※高齢者社会参加ポイント制度に参加していても利用できません。

※スマートフォンによる「ふくしま健民アプリ」で参加することもできます。

基準を達成するとアプリ内でふくしま健民カードが発行されます。

また、アプリ内には映像と音楽に合わせて気軽に楽しく運動することが出来る「エクササイズ動画」が公開されています。筋トレ、ダンス、リフレッシュ、健康体操など様々

なカテゴリから自分のチャレンジしたい楽曲を選択しエクササイズすることができま

す。アプリも活用し楽しみながら健康づくりを目指しましょう!

※新型コロナウイルス感染症対策のため、散歩やウォーキングをする際は「3密」を避け

て行いましょう。外から帰ってきたら手洗い、うがいをしましょう。

問

保健センター

地域ケア推進グループ

☎62・51110

FAX 62・0202



6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です!

「歯と口の健康」は、生涯にわたって健康で生き生きと生活していくうえで欠かせないものです。

みなさんは日頃からお口のケアしていますか?

歯周病は糖尿病のリスクを高め、また糖尿病は歯周病を進行させるといふ悪循環が起こり

ます。その他にも動脈硬化・誤嚥性肺炎など様々な病気とも深く関係しています。おいしいご飯を食べるため、楽しく会話し健康な生活を送るためにも、日頃からお口の健康を意識しましょう!

☆噛むことはこんなにもいいことがあります☆

- ひ 肥満予防〜しっかりと噛むことで満腹中枢が刺激され食べ過ぎを防ぎます
- み 味覚の形成〜素材そのものの味を感じ、子どもの味覚の発達につながります
- こ 言葉の発達〜顎が発達し噛み合わせもよくなり正しい発音ができるようになります
- の 脳の発達〜脳への血流がよくなり、脳の活性化につながります
- は 歯の病気予防〜唾液の分泌が活性化され口腔内をきれいにします
- が がん予防〜唾液の分泌で発がん物質の毒性を弱める効果があります
- い 胃腸快調〜消化吸収をよくし胃の働きをよくします
- ぜ 全力投球〜歯並びや噛み締める力が育ち全身に力が入ります

よく噛み健康的な口腔環境を保つには正しいセルフケアが大切です。

毎食後はしっかりと歯を磨き、すき間はデンタルフロスや歯間ブラシを使いましょう。

また、定期的に歯科医院で健診やケアを受けましょう。

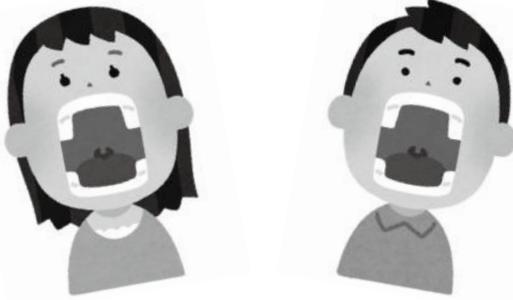
問

保健センター

地域ケア推進グループ

☎ 62-5110

FAX 62-0202



## バランスのよい食事で免疫力を高めましょう!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外出が制限され家で過ごすことが多くなっています。それにより、食生活が乱れたり運動不足になっていませんか？免疫力が低下すると、感染症や風邪などにかかりやすくなります。免疫力を高めるためには、特定の食品に偏らずいろいろな食品を食べることが重要です。また健康的な食生活は、生活習慣病や介護予防にもつながります。感染症予防と健康づくりのために、この機会に日々の食生活を見直してみましょう!



### ①主食・主菜・副菜をそろえましょう

主食(ごはん、パン、麺、うどん)、主菜(肉、魚、卵、大豆・大豆製品)、副菜(野菜、きのこ、海藻)がそろった食事を「バランスのよい食事」といいます。

ダイエットのためにごはんを抜いたり、ごはんの代わりにアルコールを飲んだり甘い物を食べていませんか？

主食を食べないと他のものを食べすぎてしまいかえって太ることもあります。体を動かすエネルギーになりますので、3食しっかり食べましょう。

野菜に含まれる食物繊維は、食後の血糖値上昇を抑えたりコレステロールを吸収する働きがあります。また、主菜や副菜を先に食べることで満腹感が得られごはんなどの主食の食べ過ぎを防ぐことができます。

### ②食塩の摂り過ぎに注意しましょう

食塩の摂り過ぎは血圧を上昇させます。高血圧は血管への負担が大きく、弾力性がなくなり内側が狭くなったりする動脈硬化の原因となります。また、胃がんのリスクも高めます。

レトルト食品やインスタント食品など濃いめの味付けになっているものは回数を減らす、お昼にラーメンを食べたら夕食で調整するなどできることから始めましょう。

また、いも類、野菜、果物に多く含まれるカリウムはナトリウムを体の外に排出する働きがあります。具だくさんのみそ汁にしたり、1品野菜を使った料理を追加したり果物を積極的に食べましょう。

カリウムは水に溶けやすいため、生で食べられるものは生で、または汁ごと食べられる料理がおすすめです。

#### <カリウムの多い食品>

じゃがいも、さといも、たけのこ、ほうれん草、にら、にんじん、りんご、キウイ、いちご、納豆、生揚げなど

#### <減塩のポイント>

- ・塩分の多い物は食べる回数を減らす  
(例)味噌汁は1日1回にする。漬物、佃煮、塩辛、練り物は食べる量、頻度に注意する。
- ・めん類の汁は飲み干さない
- ・すでに味付けされている料理にしょうゆなどの調味料をかけない
- ・減塩の調味料を使う

担当 保健福祉課地域ケア推進グループ ☎ 62-5110 FAX 62-0202

# 広告欄

募集

放送大学

入学生募集のお知らせ

○放送大学は、10月入学生を募集しています。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げていただけます。お気軽に放送大学福島学習センター(☎024・921・7471)までご請求ください。

○出願期間は、第1回は8月31日(月)まで、第2回は9月15日(火)まで。

三春町勤労者互助会会員募集

三春町勤労者互助会は、町内の事業所で働く勤労者の皆さん(労働組合未加入の方に限り)の福利厚生者の増進を図るための互助団体です。

月々わずかな掛金で、給付金の支払いやレクリエーション事業を利用することができ、小規模事業所の事業主や従業員の福利厚生に最適です。入会は随時受け付けています。

事業内容 結婚、出産等の祝金や見舞金などの慶弔金給付事

業、親睦事業、レジャー施設入場券の割引券購入あつせん事業、支援資金の案内

対象者 町内に勤務・居住する労働者(パートを含む)または事業主

入会金 1,000円  
会費 月額600円

問・申込 三春町勤労者互助会事務局(産業課商工観光グループ) ☎62・3960

町営住宅(公営住宅)入居者募集

町営住宅(公営住宅)の入居者を募集します。

家賃は、町営住宅入居資格所得基準によりです。

敷金は、家賃の3ヶ月分です。入居の際は連帯保証人が必要です。

家賃とは別に、駐車場使用料、共益費、組費などは入居者の負担となります。

入居資格

①同居する親族(婚約者・内縁を含む)があること。(単身で申し込みできる例外有り)

②住宅に困窮していることが明らかであること。

③町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税を滞納していないこと。

④世帯の所得額が基準内であること。

・公営住宅  
(ア)一般世帯 月額所得が158,000円以下

(イ)高齢者、障がい者等、小学校就学前の子供がいる世帯 月額所得が214,000円以下

⑤入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

注意事項

①住宅等を所有している方は原則申し込みできません。

②離婚が成立していない配偶者と同居しての申し込みは原則認めておりません。

③単身赴任による別居は住宅に困窮しているとは言えないため申し込みできません。

申込方法

建設課に備え付けの申込書により、三春町役場建設課建築グループ(役場3階 ☎62・2113)へ提出して下さい。

郵送や電話での申し込みや申込物件の変更は行いません。

申込期間 令和2年6月15日(月)～令和2年6月19日(金)

午前8時30分から午後5時まで  
提出書類 入居申込書に添付する書類は

次のとおりです。

(1)最新の所得証明書(申請書にマイナンバーを記載することによって省略できます。)

(2)市町村税を完納していることを証する書類(市町村長等が発行する納税証明書)

(3)入居者全員の住民票

入居の申込を受理した件数が募集戸数を超える場合には、町営住宅入居者選考委員会を開催し決定します。

入居予定時期

令和2年7月中旬  
問・申込 建設課建築グループ(役場3階) ☎62・2113

【募集する団地名・戸数】

◇公営住宅

団地名/構造・建築年	所在地・家賃	間取り	駐車場	募集戸数
八雲団地 1棟 (中耐4階建) S53年	所在地: 小浜海道100番地 家賃: 11,600円~22,900円	3DK	有 (1台)	1戸 (4階) (415号室)
かつぎばし団地 南棟 (中耐4階建) H2年	所在地: 担橋一丁目5-4 家賃: 21,000円~41,300円	3LDK	有 (1台)	1戸 (4階) (328号室)

※駐車場使用料は2,000円/月

広告欄

健康 募集 広告欄

町営住宅入居者募集

(随時募集)

以下の町営住宅の入居者を募集しています。先着順での受付となりますので、入居者が決定次第、募集を終了いたします。

◆公営住宅

団地名	所在地	構造	建築年	間取り	家賃	駐車場	募集戸数	備考
かつぎばし団地 北棟	平沢字担橋 91-5	中耐 4階建	S63年	3LDK	20,400円 ~40,200円	有 (1台)	1戸	4階 (410号)
八雲団地 2号棟	小浜海道100	中耐 4階建	S52年	3DK	11,500円 ~22,500円	有 (1台)	1戸	3階 (302号)

※駐車場使用料は2,000円/月

◆特定公共賃貸住宅

団地名	所在地	構造	建築年	間取り	家賃	駐車場	募集戸数	備考
かいやま団地	貝山字馬場 33番地	木造 2階建	H10年	2DK	41,000円	有	10戸	1階 4戸 2階 6戸 (戸別に倉庫有)

※駐車場使用料は2,000円/月

○入居資格

①同居親族(婚約者・内縁を含む)があること。(単身で申し込みできる例外有り)

かいやま団地については、単身であること。

②現に住宅に困窮していることが明らかであること。

③町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税を滞納していないこと。

④世帯の所得額が基準内であること。

・公営住宅

(ア)一般世帯 月額所得が158,000円以下

(イ)高齢者、障がい者等の世帯 月額所得が214,000円以下

・特定公共賃貸住宅

月額所得が158,000円(若年単身者で所得の上昇が見込まれる場合は123,000円)以上、487,000円以下

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

○申込方法

建設課に備え付けてある申込書に所定の事項を記入の上、必要な書類を添付して提出してください。郵送による申込受付はいたしません。

○提出書類

入居申込書に添付する書類は

次のとおりです。

(1)最新の所得証明書(申請書にマイナンバーを記載することによって省略できま

す)。

(2)市町村税を完納していることを証する書類(市町村長

等が発行する納税証明書)

○選考方法

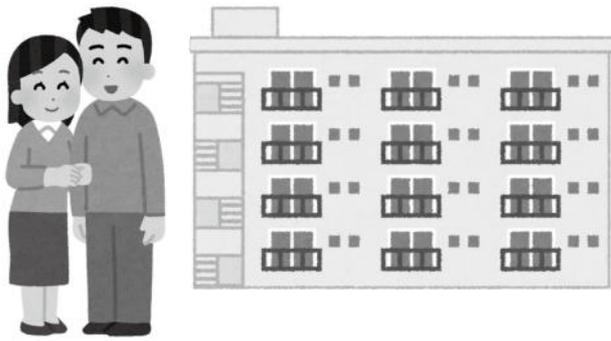
(3)入居者全員の住民票

先着順に申込みを受け付け、入居者が決定次第、募集を終了いたします。

問・申込

建設課建築グループ(役場3階)

☎62・2113



広告欄

規格	募集戸数	面積	家賃(月額)	共益費1	共益費2	駐車場
Cタイプ 单身世帯用 (和室)	1戸 (113号室)	1DK 41.55㎡	13,400円 ~26,400円	5,000円	約1,000円	無
Dタイプ 单身世帯用 (洋室)	1戸 (103号室)	1DK 42.63㎡	13,400円 ~26,400円	5,000円	約1,000円	無

**南町高齢者住宅入居者募集**  
町では、南町高齢者住宅の入居者を募集します。  
●募集戸数及び家賃など(所在地:字南町4-1)

●入居資格

- 次の条件を満たしている方
- ①現在住宅に困窮していることが明らかであること。
  - ②60歳以上であること。
  - ③日常生活を自立して営める程度の健康状態であること。
  - ④在宅福祉サービスを受けることにより前記③の状態と同程度の生活ができること。(※要介護認定者は対象になりません)
  - ⑤収入が法令で定める基準以内である方(総所得から配偶者控除等を差し引いて12で割った額(月額所得)214,000円以下)
  - ⑥市町村税を滞納していない者であること。
  - ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 申込み方法  
三春町福祉会館窓口にて入居申込書へ記入頂き、ご本人への聞き取り面接を行います。
- 入居申込書に添付する書類
- ・住民票
  - ・最新の所得証明書
  - ・市町村税を完納していることを証する書類
  - ・非課税証明書(非課税の方のみ)
  - ・住宅の立ち退きを要求され

●募集期間

令和2年6月8日(月)  
～6月19日(金)  
(※土日祝日除く)

●入居予定時期

令和2年7月 ※時期が遅れる場合もあります。

問

保健福祉課福祉グループ

☎62・3166

FAX 62・5678

寄附・ボランティア

していただいた方々

(4月9日～5月8日)

(敬称略・順不同)

【寄付】

▽物品

増子忠一(山田)

安原友子(白河市)

株式会社エコ

代表取締役 猪狩恭一郎

【ふるさと応援寄附金】

▽山崎栄三郎

(埼玉県草加市)

▽千葉県成田市在住の方

【一般寄附】

▽株式会社TKC

代表取締役社長

飯塚真規



広報みはる広告主募集中!

広報みはるに広告掲載を希望する方を募集しています。事業PRの媒体としてご活用ください。掲載要件などがありますので、お問い合わせください。町ホームページにも詳細を掲載しています。

▶ 広告掲載料 (掲載1回につき)

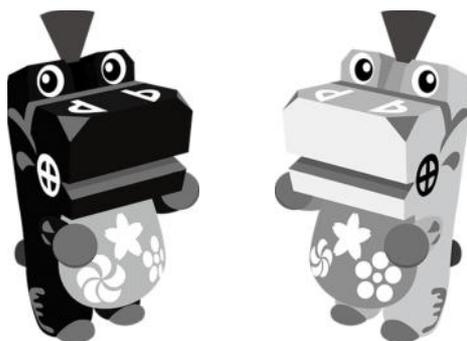
▷ 1段枠 (横 179mm×縦 47mm) 2万円 ※連続12回 20万円

▷ 2分の1段枠 (横 88mm×縦 47mm) 1万円 ※連続12回 10万円

▶ 申込方法 広告掲載申込書に必要事項を記入の上、広告の原稿を添付して提出してください。

▶ 申込・問 総務課 文書情報グループ ☎62-8125 FAX61-1110

メール bunsho.j@town.miharu.fukushima.jp



広告欄

# 6月の行事カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 おはなし“あのね” <sup>⑭</sup>	4	5 ハピハピ day <sup>⑭</sup> 議会6月定例会 (～10日予定) <sup>⑰</sup>	6 議会6月定例会 一般質問 <sup>⑰</sup>
7	8	9 おやこ運動遊び 教室 <sup>⑭</sup> 絵本とわらべ唄 <sup>⑭</sup>	10	11	12	13
14	15	16	17 出前おはなし会 <sup>⑭</sup>	18	19 お誕生会 <sup>⑭</sup>	20 図書館の古雑誌 配布 <sup>⑰</sup> (～21日)
21	22	23	24	25 たのしいせいさく <sup>⑭</sup>	26 のびのびの日 <sup>⑭</sup>	27
28	29	30				

- ◆ カレンダーに記載されている●の中の数字は、関連記事が掲載されているページ数です。各行事の詳細については、該当ページをご覧ください。
- ◆ 施設の休館日は12ページに掲載しています。
- ◆ 住民課・税務課窓口延長日 毎週水曜日（午後7時まで）

マチを好きになるアプリ



## マチイロ

行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

1  
役立つ行政情報を見逃さない!



2  
自分に合わせた情報が届く!



3  
いろいろなマチの魅力をお届け!



ダウンロードはこちらから






※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで



夜間・休日のお医者さん

休日診療時間 午前9時～午後6時  
(医療機関によっては午前9時～午後5時)

○休日夜間は郡山市夜間急病センター ☎024-934-5656

6月	医療機関名	薬局名
7日(日)	島貫整形外科 ☎72-2722	
14日(日)	かとうの内科クリニック ☎81-1388	わたなべ薬局
21日(日)	雷クリニック ☎62-6333	きよはし薬局駅前店
28日(日)	さとう耳鼻咽喉科クリニック ☎81-1333	げんじろう調剤薬局

田村地方夜間診療所を休診しています

現在田村地方夜間診療所を休診しております。

再開時期は未定です。

町民の皆様には、大変ご不便をおかけして  
申し訳ありません。

※ 田村医師会では、地域の医療・介護に関してのご意見・ご質問を募集しています。

〒963-3401 田村郡小野町大字小野新町字品ノ木 123

eFAX024-505-4956 田村医師会事務局まで

○ホームページ <http://www.town.miharu.fukushima.jp/>

○携帯サイト <http://www.town.miharu.fukushima.jp/mobile/>

納期限 6月30日(火) 町県民税第1期

人口・世帯数  
 男性 8,767人(+11)  
 女性 8,675人(-2)  
 計 17,442人(+9)  
 世帯数 6,374世帯(+17)

※平成27年10月1日国勢調査の人口基準  
令和2年5月1日現在(前月比)

●●●● 今月の相談 ●●●●

【心配ごと相談】

6月2・9・16・23・30日(火)

午前9時～正午

／三春町福祉会館(南町)／民生児童委員

【心の健康相談(相談、助言指導等)】

6月23日(火)

午後1時30分～午後4時

場所：県中保健福祉事務所相談室／須賀川市旭町153-1

担当：精神科医師、保健師

問：0248-75-7811

【こころの相談会】

6月11日(木)・25日(木)

午後1時～午後4時(開催日の3日前までに電話で予約してください)

場所：精神保健福祉センター／福島市御山町8-30

担当：精神科医師

問：024-535-3556



町営バスだより

運休日：7・14・21・28日

○町営バスをご利用の際は、お得な回数券をご利用ください。

※三春の里コースのみ、年末年始を除き毎日運行しています。

※岩江コースは週4日(月・火・木・金)運行しています。

※スクール混乗路線及び通勤コースを除く朝晩コース5路線は週5日(月～金)運行しています。

町営バス運休カレンダー(6月)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

マーク は、町営バスの運休日です。

◆ 問 住民課 生活環境グループ

☎62-2147 FAX62-5155

5月1日時点で

交通死亡事故ゼロ2,287日です。



# 三春の教育情報ステーション

## 3密をさけて

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、4月21日から町内小中学校8校が全て臨時休業となりました。

臨時休業期間中、町内の児童クラブ、まほらっこ教室では、夏休みなどの長期休業中同様、保護者が留守となる家庭の小学生をお預かりしました。

各児童クラブ、まほらっこ教室とも、こまめな換気、児童間の距離確保、マスクの着用など「密閉」「密集」「密接」を避け、楽しく活動しています。



わんぱくクラブ（三春小学校西校舎1階）



岩江児童クラブ（岩江センター）



御木沢児童クラブ（御木沢小学校体育館）

※写真の児童クラブの他に3か所のまほらっこ教室（中妻教室、中郷教室、沢石教室）があります。

## 教育トピックス ～我が校の教育NOW（中郷小学校編）～（写真は昨年度のものです）

中郷小学校は「心豊かで自立的精神に満ち、限りない創造を求めて輝く子どもの育成」を目標に掲げています。①輝くところ（思いやりとやさしさ）②輝くひとみ（学力向上と個性の伸長）③輝くからだ（耐性とたくましい体）を身に付けた子どもの育成をめざし、教育活動を行っています。

### 1 自他を見つめるふれあい活動

滝桜を守る活動、清掃活動、駅伝大会、長縄大会などでは異学年交流を取り入れています。6年生が率先して下級生に声をかけたり、多くの活動を共にしたりすることで、上級生としての自覚をもつことができます。また、下級生は6年生の姿を見ることで、あこがれの6年生としての気持ちを抱き、安心して学校生活を送れるようになります。



### 2 地域への誇りと愛着を育む地域学習の充実

中郷コミュニティを活かし、地域、保護者、学校が一体となって展開する学習、行事がたくさんあります。米作り、もちつき体験活動。昔遊び活動。ブルーベリー園の観察、収穫活動。地域素材（滝桜、樋渡三匹獅子）についての講話。また、地域人材を活かした戦争体験講話や職業講話などもあります。冬には、地区の老人会の方々を講師に招き、縄もじり・しめ縄づくりに挑戦しています。この活動では、伝統文化を体験し、地域の方と触れあうことで、年長者や高齢者に対する尊敬の念を育んでいます。

